広島県告示第百九十二号

戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。 十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五

平成三十一年三月十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

二 (二八七—	(二八六)	一 (二八五—	(二八五)	二八三—三	古江西町(古江西町(二八三)	(二八二—	二八〇)	区 域 の 名 称	土砂	产在
崩壊の場が、	開壊 制地の	崩壊の場がの	崩壊が地の	崩壊が地の	崩壊の無いの	崩壊の無いの	崩壊が地の	崩壊が地の	崩壊が地の	の自因の土 然と発 種現な生災 類象る原害	災害警	丁目及び同区古江上二
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	表 区 域 示 の	戒区域	目及び同区古江上二丁目地内
二)田方一丁目	(二八六)	一) 田方一丁目	(二八五)			古江西町(二八三)		古江西町 (区域の名称	土砂災	内
崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	崩壊制地の	崩壊制地の			崩壊制地の	崩壊制地の		崩壊制地の	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	害特別	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり			次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	号三律の土戒定第区) 年施推砂区すえ で政行進災域を表示 定令令に害等土部ニテ め第(関防に砂災項 る八平す止お災項 事十成る対け害に及び 項四十法策る警規法	警戒区域	

草津東三丁	一五一—二 一五一—二	古江西町(一五一)	古江東町(五八五〇)	古江上一丁	古江上一丁	目(五五六	四 古江上一丁	四四九四)	一) 古江東町(田方一丁目	一) 田方一丁目	(二九一)	四)田方一丁目	三八七一
烏傾斜地の	崩壊斜地の	崩壊斜地の	崩壊の組織の	崩壊斜地の	崩壊斜地の	崩壊斜地の	崩壊斜地の	崩壊斜地の	崩壊斜地の	崩壊制地の	崩壊斜地の	崩壊斜地の	崩壊斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊制地の	崩壊 急傾斜地の
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	るないの図の次	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
草津東三丁		古江西町(古江西町 (五八五〇)	古江上一丁 日 (五五六	古江上一丁 古江上一丁	目(五五六	四 古江上一丁			田方一丁目	一) 田方一丁目	田方一丁目		三八七—
崩壊が地の		崩壊制地の	崩壊の組織の		崩壊斜地の	崩壊が地の	崩壊制地の	崩壊斜地の	崩壊部地の			崩壊斜地の	崩壊が地の	崩壊制地の		崩壊が地の
次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	らなでの図の次	次の図のとおり	次の図のとおり			次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり

太田川支川	五六八)	古江上二丁	古江西町(一) 古江西町(四一六一)	古江上一丁目(二四一	古江上一丁) 八四三—二 古江東町() 八四三—— 古江東町() 目(八四二 一丁	古江上一丁	古江上一丁 古江上一丁) 一九七—二 一九七—二) 一九七—— 古江西町(一九七)	(一五四)
土石流	崩壊急傾斜地の	崩壊斜地の	崩壊の組織の	崩壊の組織の	崩壊制地の	崩壊斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊制地の	崩壊の組織の	崩壊斜地の	崩壊の組織の	崩壊制地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	烏傾斜地の
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のみなり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のみなり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	なないの図の次	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
太田川支川	五六八)	古江上二丁	二) 古江西町(四一六一)	古江上一丁	目 (二四) 丁	大四三—二 八四三—二	大四三—— 大四三——) 目(八四二 一丁	古江上!丁 目 (1三二 一三)	古江上一丁		古江西町(一九七)	田方一丁目
土石流	崩壊急傾斜地の	崩壊制地の	崩壊制地の		崩壊斜地の	崩壊制地の	崩壊の組織の	崩壊斜地の	崩壊制地の	崩壊の線が地の	崩壊制地の	崩壊急傾斜地の		崩壊斜地の	崩壊の無い。	崩壊斜地の
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

⊣	
女がは鳥長垣形書设事券所に各区域について、「次の図」	太田川支川(五〇〇四
『世史事务所で、「次の図!	土石流
請え置いて詳は、省略し、	次の図のとおり
これたる。	太田川支川
19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19.	土石流
常にせた。 その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担	次の図のとおり

当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する 担